

令和5年新年互礼会・大阪府鍼灸師会創立60周年記念式典を開催します

会員各位

法人管理委員会

コロナ渦のため2年連続開催中止しておりました新年互礼会ですが、下記の通り年明け1月4日水曜日に開催する予定にしております。今回は本会創立60周年記念式典を併催し、コロナ感染対策に十分留意しながらも華やかな新年互礼会にしたいと考えております。また、在籍50年以上の先生方に永年在籍表彰を執り行う予定になっております。該当される先生には別途招待状をお送りします。

停滞した雰囲気を吹き飛ばすような明るい新年互礼会から令和5年をスタートさせるべく、多数のご参加をお待ち申し上げます。

記

令和5年新年互礼会・大阪府鍼灸師会創立60周年記念式典

と き：令和5年1月4日 水曜日午後（時間調整中です）

ところ：シティプラザ大阪（大阪市中央区）

会 費：12,000円

（永年在籍表彰対象の先生はご招待となります）

開始時間等、未定のところにつきましては、決まり次第ホームページ・メルマガ・フレッシュ12月号等でお知らせいたします

以上

10月23日 民生・労災の新規取扱い講習会を行います（次回は5月）

生活保護医療扶助は府・市の指定、労災保険は労働局の指名を受けて取り扱いますが、患者が来院してからの手続きでは1、2ヶ月の遅れが出てしまいます。患者の要望に即対応できるよう、前もって5月と10月に行われる新規取扱い講習の受講をお願いいたします。

参加希望者は氏名、支部、指定対象の※住所、受講希望（生保・労災）の別を FAX か電話で事務局にお知らせ下さい。

FAX 06-6351-4855、TEL 06-6351-4803

※生活保護取扱い指定地域：開設者は施術所所在地の、勤務者は住所地の指定を受けます。

令和4年10月23日（日）10：00 開始 於：大阪府鍼灸師会館

生活保護（施術者各人が指定を受けられます）

持物：A4サイズにした免許証のコピー、印鑑、筆記用具。施術所が堺市の場合、開設届コピー。振込先になる、ゆうちょ銀行通帳（口座名義、記号・番号がわかるもの）

労災保険（施術所から1名の指定になります）

持物：A4サイズにした免許証のコピー（免許毎に2部）、保健所開設届のコピー（付近の見取図・施術所の平面図）、筆記用具、印鑑、振込用の通帳（ゆうちょ銀行は不可）

※生活保護医療扶助 取扱いの注意

施術は給付可否意見書が発行された後、かつ、医師の同意日以降となります。

申請書は毎月5日到着を締切りとして処理いたします。最近普通郵便が送れることがありますので、早い目の提出をお願いいたします。

生活保護医療扶助の鍼灸取り扱いは療養費に準じて行われますが、回数や往療に関して必要性をより厳格に見られます。ご注意ください。

年会費引き落としについて

法人管理委員会 久保俊仁

いつも会務にご協力くださりましてありがとうございます。

10月5日は、令和4年10・11月会費の郵便自動引き落とし日となっています。

口座資金についてご準備下さいますようよろしくお願いいたします。

Contents

M-1

- ・令和5年新年互礼会・大阪府鍼灸師会創立60周年記念式典案内
- ・民生・労災の新規取扱い講習会
- ・年会費引き落としについて

M-2

- ・令和4年生涯研修制度単位取得に関して
- ・（公的）審査委員だよRe No.20
- ・会員動態

会員各位

令和 4 年度大鍼会生涯研修制度修了単位（特例）について

平素は、本会の事業活動にご理解とご協力ご支援を賜り厚く感謝申し上げます。

さて標記の件、昨年度同様、修了単位の特例に関して、お知らせ申し上げます。

下記要項をご確認いただき、単位修得にお努め頂きますようお願い申し上げます。

単位申請は、原則 NGK システムによる自動申請となります。（NGK システムに反映されていないものに関しては、各委員会もしくは自己申告により集計させていただきます）

※令和 4 年度は、東洋療法研修試験財団からの通達により、特例 15 単位以上取得で修了

尚、15 単位以上取得者（公 1・公 2 事業合算）には顕彰を行います。また、25 単位以上もしくは上位 20 名に副賞（クオカード；3 千円分）を授与いたします。

研修期間：毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

研修対象：本会が認定した（原則、本会事業計画による）事業

1. 下記 A の公 1 関連事業

2. 下記 B の公 2 関連事業

15 単位以上

A：公 1（普及・啓発事業）関連事業

1. 健康相談事業

2. スポーツボランティア（事前研修も含む）

3. 府民公開講座

※単位数については、原則として、午前 2 単位、午後 3 単位とする。（1 日最大 5 単位）

B：公 2（学術研修事業）関連

1. 日鍼会関係

2. 大鍼会関係

3. 全日本鍼灸学会

4. その他

a. 全国大会（5 単位）

b. 各都道府県師会主催生涯研修会

c. NELS

a. 学術講習会・スポーツ研修会（各 2 単位 × 2）

b. 霊枢勉強会（2 単位）

c. 療養費適正化講習会（4 単位）

d. 労災・生保新規登録講習会

a. 全国学術大会

b. 支部学術集会・指定講座

a. 各ブロック、各支部で開催された各種勉強会・学術講習会

b. 青年部 近畿ブロック研修会（研修内容により検討する）

c. 災害ボランティア（5 単位相当）

※単位数については、原則として、45 分 1 単位とする。

※災害ボランティアを除く研修事業の WEB 参加も単位取得対象とする。

「(公的) 審査委員だよ Re:」 No. 20

民生労災委員長 森下輝弘

後期高齢者医療制度の 2 割負担について

後期高齢者医療制度が、令和 4 年 10 月 1 日より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合が 2 割になりました。2 割負担への変更により影響が大きい外来療養を受けた者について、施行後 3 年間、高額療養費の枠組みを利用して、ひとつき分の負担増が最大でも 3,000 円に収まるような配慮措置が導入されますが、

鍼灸施術所においては、

- 一部負担金の支払増が 3000 円を超えても、そのまま 2 割の一部負担金を徴収する。

- また、その月に医療機関で配慮措置の対象となっている患者についても鍼灸施術所では 2 割の一部負担金を徴収する。
- 後日、配慮措置の対象者には保険者から払い戻しがある。（保険者宛に被保険者の口座の届出が必要）

※被保険証の確認は毎月行っていると思いますが、今一度確認の程よろしく願いいたします。

会 員 動 態

- ・入会 正会員（B）

大正・西・港地域 山下友輝 泉尾ひかり鍼灸院
- ・施術所住所変更

城東・鶴見地域 熊本鍼灸治療院

〒536-0004 城東区今福西 3-15-23-2 階
- ・施術所電話番号変更

淀川地域 皆見秀和 はりきゅう みなみ治療院

06-6195-7195

- ・退会

天王寺地域 山根元樹 在籍 4 年

泉州地域 久内克仁 在籍 15 年

住之江地域 桃井孝典 在籍 9 年

北地域 林 明子 在籍 38 年

高槻地域 村上智泉 在籍 43 年

堺地域 本城雅子 在籍 33 年

河北地域 福本一平 在籍 5 年
- 理由：退職、高齢になり閉院、他会に移る、一身上の都合、など。
- ・ご逝去

河北地域 山下俊信 令和 4 年 3 月 31 日付退会 在籍 45 年